

第3編 計画の推進

1 計画の点検・評価

「青梅市高齢者保健福祉計画」・「青梅市介護保険事業計画」は、その進捗状況を常に管理し、精査することが重要であり、その結果を3年後に予定される事業量見込み、保険料の見直しに反映し、より質の高い健全な事業の実施を目指しています。

このため、被保険者の代表、事業者の代表、学識経験者により構成される「青梅市介護保険運営委員会」において、次の項目について協議・検討を行い、介護保険制度の円滑な運営を図ります。

また、介護保険法で規定されている、「地域包括支援センター運営協議会」や「地域密着型サービスの運営に関する委員会」の設置についても「青梅市介護保険運営委員会」(所掌事項は次の(1)から(5))が担うこととし、事業を推進していきます。

また、相談窓口の充実により、サービス利用者からの要望・新たな利用意向・改善点などについても市の施策に反映していくこととします。

※青梅市介護保険運営委員会所掌事項

- (1) 「介護保険事業計画」および「高齢者保健福祉計画」の円滑な実施に関すること。
- (2) 「介護保険事業計画」および「高齢者保健福祉計画」の策定に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの設置、運営、評価等に関すること。
- (4) 地域密着型サービスの指定、運営、評価等に関すること。
- (5) その他介護保険の運営等に関し市が必要と認める事項。

2 関係機関等との連携

「青梅市高齢者保健福祉計画」・「青梅市介護保険事業計画」を推進していくために、地域社会の理解と協力、また各関係団体との連携が不可欠です。

このため、自治会、高齢者クラブ、「民生児童委員合同協議会」、「社会福祉協議会」など地域活動団体との連携・協力関係を推進するとともに、「青梅市老人福祉施設長会」、「青梅市ケアマネジャー連絡会」、「青梅市訪問介護サービス提供責任者連絡会」、「青梅市通所介護・通所リハビリ連絡会」など、介護サービス事業者団体と連携・協力を推進します。

このほか、青梅市医師会、青梅市歯科医師会、青梅市薬剤師会や青梅市接骨師会などの医療関連団体、青梅警察署、青梅消防署、西多摩保健所などの官公庁、各個別の介護事業所や医療機関との連携・協力を図っていきます。

3 国や都等が進める事業に係る介護事業所への支援等

国や都は、介護人材対策として様々な事業に取り組むとともに、介護の労働環境等を改善するため、介護ロボット導入支援、ICT導入支援、業務改善支援などのほか、介護分野の文書の削減・標準化等を進めています。また、新たな介護ニーズ等に対応するため、介護施設の改修補助や防災対応強化のための改修補助のほか、看取りの推進のための施設改修補助なども行っています。

市では、国や都等が進める各種事業について、市内事業所への積極的に情報提供を行うとともに、必要に応じて支援なども行います。

4 自立支援・介護予防・重度化防止にかかる取組と目標

介護保険の基本理念である高齢者の自立支援・重度化防止に向けて継続的に取り組むため、市事業の目標値の設定が位置づけられています。本市では第3章第3節「地域支援事業による自立支援の充実」の事業の中から、次の目標値を設定しました。

(1) 理念・方針等の周知にかかる取組

ページ	事業名	評価指標	現状値（令和元年度）	目標値
91	介護予防講演会	介護予防講演会の開催回数	2回/年	2回/年
91	介護予防教室	介護予防教室の年間の受講人数	延べ 937 人/年	延べ 1,200 人/年
91	介護予防運動等の普及・啓発	年間の梅っこ体操周知回数	11回/年	11回/年
98	認知症サポーター養成研修	認知症サポーター数	延べ 5,880 人 (令和2年3月末現在)	延べ 10,000 人

(2) 通いの場の創出にかかる取組

ページ	事業名	評価指標	現状値（令和元年度）	目標値
91	介護予防機能の強化	介護予防リーダーによる自主グループの数	23 か所 (令和2年3月末現在)	30 か所
100	認知症カフェの普及	認知症カフェの設置数	1 か所	3 か所

(3) 生活支援コーディネーターや協議体の活動にかかる取組

ページ	事業名	評価指標	現状値（令和元年度）	目標値
95	生活支援サービスの体制整備	第2層協議体設置数	2 か所	11 か所

(4) 地域ケア会議にかかる取組

ページ	事業名	評価指標	現状値（令和元年度）	目標値
93	地域ケア会議の推進	検討事例数	15 事例/年	18 事例/年

5 要介護者等に対するリハビリテーション提供体制に関する取組や目標

これまで、日常生活の支援が包括的に確保される体制として、地域包括ケアシステムの構築が進められてきました。また、医療では、地域医療構想にもとづく病床の機能分化・連携の取組が進められており、医療と介護の連携がますます重要になってきています。

このような背景のなかで、要介護（要支援）に対するリハビリテーションについても、介護保険で実施するリハビリテーションサービスの見込み量の推計を行うとともに、国が示す指標を参考に、地域の実情に応じた具体的な取組と目標を、次のように設定しました。

国の示す指標		市が取組む指標	
地域として目指す理想像	理想像実現のための具体的なビジョン	具体的取組	目標
要介護・要支援者が、本人の状態に応じて、生活している地域において、必要なリハビリテーションを利用しながら、健康的に暮らすことができる。	リハビリテーションが必要な要介護者等を受入れるサービスの基盤が構築できている。	リハビリテーション専門職の従業者数が多く、サービス利用率も高いため、現状の提供体制を維持し、ニーズに即した整備を促進します。	リハビリテーションを提供する事業所における給付状況やサービス提供実績を注視し、提供状況に大きな変化があった際に迅速に対応する体制を整えます。
	要支援者等が自立支援に取り組むサービスの提供がされている。	介護予防・日常生活支援総合事業にて運動機能向上を図るサービスを提供し、要支援者等の自立支援を促進します。	介護事業所等や高齢者に向けた制度の周知を行いつつ、フレイルの段階にある高齢者のすくい上げを促進し、自立支援に取り組むサービスの提供を促進します。